

令和5年3月1日

組合員・賛助会員各位

日本羽毛製品協同組合
事務局 片岡

ゴールドラベル申請時の変更点等について

新年度4月からのラベル申請時には下記3点についてご注意をお願い致します。

1) ゴールドラベル申請書(様式1)の改訂

ラベル使用規程集のP16及び組合HPのメンバーサイトにも掲示されている申請書(様式1)が変更になります。別途ご案内にも添付しております新様式にて令和5年4月1日からの申請をお願い致します。

2) ふとんがわ地に関わる証明書の添付の廃止

ゴールドラベルの品質基準「3.ふとんがわ地」(ラベル使用規程集P6)に規定されていますように、ふとん地流通協会の合格印(D.P.S.A)のある証明又はふとんがわ地メーカーの証明があることがラベル支給条件となっています。今後も変更はありませんが、続く「4.表示」の遵守条件と同様に、証明できる書類の整備は組合員・賛助会員各位で継続いただき、申請時の添付は廃止と致します。つきましては申請時は認定試験機関による試験成績証明書の添付のみをお願い致します。

3) 旧 JIS 羽毛試験方法による試験成績証明書の添付

(移行期間として令和5年3月20日まで受け付け)

2022年9月20日に新しい羽毛試験方法 JIS L 1903 及び羽毛用語 L 0216 が公布され、現在は新 JIS 法にて試験が実施されています。

ラベル使用規定(P10)では、ラベル申請時に試験成績証明書の発行後6か月以内の条件で受け付けとしていますが、今般の改定に伴う移行期間として、暫定的に昨年の発行日付の旧 JIS 法による試験成績証明書のラベル申請時の添付でも、来年令和6年3月20日まで延長して受け付けます。これにより羽毛原料在庫の使用時に再度試験が不要となる場合がありますので、ご注意をお願い致します。ご不明な点等ありましたら事務局までご連絡をお願い致します。

以上